

第4回公の施設のあり方検討部会 議事録

- | | |
|-------------|---|
| ・開催日時 | 平成19年8月23日(木) 15:00~16:15 |
| ・場所 | 県議会議事堂4階 農林水産・建設委員会室 |
| ・出席者 | |
| 〔民間委員〕 | 丸木部会長、池田委員、一色委員、門屋委員、菊地委員、崔委員、長井委員、三木委員、山下委員 |
| 〔行革本部会議本部員〕 | 教育長(代理:教育次長)、公営企業管理者、総務部長、企画情報部長、県民環境部長(代理:管理局長)、保健福祉部長、経済労働部長(代理:管理局長)、農林水産部長(代理:管理局長)、土木部長(代理:道路都市局長) |

検討対象施設の見直し案について

【丸木部会長】

それでは、議事を始めさせていただきます。

本日は、お手元に配布しております「公の施設のあり方の見直しに関する報告書(案)」という形で、これまで、検討を重ねてまいりました全21施設のうち、先行検討した3施設を除く、残り18施設について、民間委員による見直し案を提示させていただき次第です。

それでは、まず、これまでの検討経過及び各施設の見直し案の検討結果について、事務局から説明をお願いします。

(事務局から説明〔配布資料に基づき検討経過及び検討結果を説明〕)

それでは、各部局単位で、民間委員から検討結果に関する補足説明を行い、その内容について協議のうえ、部会としての見直し案を決定することとします。

《県民環境部所管施設について》

【丸木部会長】

それでは、まず、県民環境部所管の「消費生活センター」と「北条鹿島博物展示館」の2施設の検討結果について、池田委員から補足説明をお願いします。

【池田委員】

まず、消費生活センターについては、消費者相談の相談件数の増加や市町での相談体制が十分でないことに加え、消費者トラブルの解決には、県が行政処分の権限を背景に、あっせんや指導を行うことが不可欠であり、それにより被害拡大の抑止に効

果を上げていると認められることから、現時点では県の直営が適当と考えますが、今後、市町の相談体制や民間団体の育成の状況を踏まえ、改めてセンターとしての役割を検証する必要があるものと考えます。

なお、今回の検討の中で、商品テストの処理件数が少ない点について指摘する意見がありました。効率的で効果的な施設運営を図るためにも、テスト機器を必要最小限のものとするなど、スペースの有効活用について検討をお願いします。

次に、北条鹿島博物展示館 については、鹿島自体の来島者の減少という根本の課題解決の糸口が見出せない状況にあることから、将来的に県として施設を維持していく必要性は見出せません。

ただし、施設の廃止にあたっては、国庫補助金の処理や施設解体経費の負担等の課題があり、現在、県が負担している経費は火災保険料のみにとどまっていることから、課題解決の目処がつくまでの間は施設の適正な管理に十分配慮しながら存続させることもやむを得ないのではないかと考えます。

【丸木部会長】

ありがとうございました。

ただいまの補足説明及び検討結果に関して、何かご意見等はございませんでしょうか。

県民環境部の方から、何かございませんでしょうか。

【県民環境部長】(代理：管理局長)

消費生活センターにつきましては、ただ今、ご報告いただいたとおり、現時点では、県直営で運営することが効果的と考えておりますが、今後は、県民のより身近な相談窓口として、市町における消費者相談体制の充実や民間団体の育成に努めて参りたいと考えております。

また、ご指摘のありました商品テストにつきましては、消費者の安全性の確保や製品による危害、危険の未然防止の観点から必要な業務であり、機器を設置するためには、一定の部屋の広さが必要でございます。しかし、一方で、消費者相談や事業者指導のためのスペースが手狭になってきており、今後、施設全体の有効利用を図る観点から検討して参りたいと考えております。

次に、北条鹿島博物展示館につきましては、昭和 52 年に瀬戸内海国立公園鹿島を中心とした地域の自然や文化、歴史についての県民の理解を深めるために設置した施設でございますが、施設が老朽化するとともに利用者数も年々減少しつつあり、将来的には廃止することもやむを得ないと考えております。

しかし、現時点で廃止にするためには、委員からご説明がございましたような諸問題がありますことから、当面は従来通り地元松山市の協力を得ながら、施設を存続させて参りたいと思っております。

【丸木部会長】

ありがとうございました。

それでは、県民環境部所管の2施設については、この検討結果を部会としての見直し案とさせていただきますが、よろしいでしょうか。

(異議無し)

《保健福祉部所管施設について》

【丸木部会長】

それでは、次に移らせていただきます。

保健福祉部所管の「医療技術大学」、「歯科技術専門学校」、「看護専門学校」、「レントゲン自動車」、「動物愛護センター」の5施設の検討結果について、門屋委員から補足説明をお願いします。

【門屋委員】

まず、医療技術大学については、設置目的である「質の高い医療従事者の供給」に適う運営がなされており、将来的にも地域の医療従事者の確保に大きく貢献していくものと考えられます。

しかしながら、少子化の影響もあり、特に地方の中小規模の大学では、今後、学生の確保が大きな課題となることが予想されることから、当大学においてもこれまで以上に効率的で特色ある大学運営が求められるところです。

既に全国の多くの公立大学で地方独立行政法人制度の導入が進んでおり、自治体直営では得ることができないメリットを活かした大学運営が行われていることから、当大学も独立地方行政法人化すべきではないかと考えます。

次に、歯科技術専門学校ですが、当専門学校では、これまでに多くの歯科衛生士と歯科技工士を養成してきましたが、歯科衛生士課程については、松山市に学校法人立の養成所が開設されており、県が養成所を設置する必要性は開設当初と比べ低くなっているほか、中四国の各県で県立の養成所を置いているのは本県を含め2県のみであります。

また、歯科技工士課程については、当施設が県内唯一の養成所ではありますが、中四国各県の状況を見ると県立は本県のみとなっており、近県の状況を見ても、両課程とも必ずしも県が設置・運営しなければならないという必然性は見出せません。

さらに、少子化の影響もあり、今後、学生の確保が難しくなることも予想されるほか、歯科衛生士課程については、厚生労働省令の改正に伴い、現在2年の修業年限を3年へ移行させる必要があることから、運営を継続するためには施設整備や人員の増等に多額の経費負担が生じることになるなど、財政的な面からも、引き続き県直営で学校運営を継続することは非常に厳しいものと考えられます。

これらの状況を総合的に勘案した結果、当施設については、県が公の施設として設

置する必要性は希薄であるものと認められることから、この検討結果に至ったところ
です。

次に、看護専門学校 については、県下の二次医療圏域のうち、唯一看護師養成所
のなかった宇摩圏域の看護師不足の解消を目的に開設された施設ではありますが、卒
業生のほとんどが圏域外で就業しており、現在も県内の他の圏域と比べた人口あたり
の看護職員数が少ないことから、圏域内の看護師不足の解消への貢献度は低いと言わ
ざるを得ません。

また、県内には当校と同じ機能を持つ3年制の看護師養成施設が複数運営されてい
るほか、県では、高い専門知識や資質を備えた看護職員の養成を目的に医療技術大学
を設置しており、県が今後も、主に宇摩圏域を対象とする看護師養成施設を引き続き
設置・運営していただくの必要性は乏しく、県以外によるサービス実施が可能な部分
については他団体等に委ねるべきであると考えます。

ただし、看護師の供給不足は全国的にも深刻な状況にあることから、譲渡先が見つ
かるまでの間は、県直営で運営を継続せざるを得ないと考えますので、念のため申し
添えます。

次に、レントゲン自動車 については、車両の配備をはじめた昭和20年代と比べ結
核患者の発生状況には大幅な改善が見られ、民間の検診団体でも同様の車両が多数保
有されるようになったことから、必ずしも県が車両を保有しなければならないだけの
必要性は認められません。

なお、現在配備されている車両が使用可能な間はこれを有効活用し、計画的、段階
的に民間等への委託を実施するなど、急激な体制変化に伴う利用者及び民間検診団体
双方の負担の軽減についても配慮していただくようお願いいたします。

最後に、動物愛護センター については、動物愛護に関する事業を行う公の施設と
しての機能と、不用犬等の収容・処分などの管理業務を行う行政機関としての機能を
併せ持った施設ではありますが、人と動物が共生できる住み良い生活環境づくりを推進
していくためには、愛護事業と併せ、管理業務を適切に実施することが重要と考えら
れることから、引き続き県の直営により両者を一体的に実施することが適当と考えま
す。

なお、収入の確保を含め、より効率的な施設運営についても引き続き検討をお願い
します。

【丸木部会長】

ありがとうございました。

ただいまの補足説明及び検討結果に関して、何かご意見等はございませんでしょ
うか。

保健福祉部の方から、何かございませんでしょうか。

【保健福祉部長】

まず、医療技術大学につきましては、先ほどお話にございましたが設置目的に適った運営と、地域における優秀な医療従事者確保への貢献、そして、前身であります短期大学におけるこれまでの実績等につきまして、委員の皆様方に十分にご理解をいただき、必要性をお認めいただいたと考えております。

しかしながら、ご指摘のように、大学を取り巻く環境は、県の厳しい財政状況や少子化の進展など、大きく変化しており、大学には、より一層の効率的な運営に努めるとともに、魅力ある大学づくりに取り組むことが求められていると考えております。

県におきましても、「地方独立行政法人制度」の導入は、教育・研究の活性化や大学運営の効率化を図るうえでの、大きな検討課題の一つと認識しており、全国の公立大学におきましても、導入が検討され実施されているところでもありますことから、見直し案の通り、医療技術大学においても、法人化について、具体的に検討していく必要があると考えております。

次に、歯科技術専門学校につきましては、開校以来、数多くの歯科衛生士及び歯科技工士を県内の歯科関係医療機関に送り出して参りました。

しかしながら、ご指摘の通り、学校を取り巻く環境は、県の厳しい財政状況や少子化の進展、歯科衛生士課程の修業年限の3年への移行など、大きく変化しているところでございます。

民間委員の皆様からは、「歯科衛生士及び歯科技工士の養成については、県以外の関係団体等に委ねるのが適当であり、譲渡が困難である場合には、廃止についても検討するべきである」との見直し案のご提示がございました。

保健福祉部といたしましても、門屋委員から補足説明がありましたように、学校を取り巻く環境等から、県以外による設置・運営の可能性及び廃止を検討していく必要があると考えており、この見直し案の内容で特段異論はないところでございます。

続きまして、看護専門学校でございますが、平成9年の開設以来、数多くの看護師を社会に送り出しており、地域の保健医療の充実に寄与していると考えております。

しかしながら、ご指摘のように、「宇摩圏域の看護師不足の解消」という施設の設置目的が十分に達成されているとは言えず、県内には、県以外による多くの看護師養成施設が設置・運営されているところでございます。

民間委員の皆様からは、「当施設は、看護師養成施設の運営に関し十分なノウハウを持つ団体等へ譲渡するのが適当である」との見直し案のご提示があり、現下の深刻な看護師の供給不足の状況から、「譲渡先が見つかるまでの間、県直営で運営を継続せざるを得ない」と付言されております。

保健福祉部といたしましても、これも先ほど門屋委員から補足説明がありましたように、学校を取り巻く環境等から、県以外の設置主体への譲渡について検討していく必要があると考えておりますが、現在、看護師不足は大変深刻な状況にありますことから、見直し案の内容で特段異論はないところでございます。

次に、レントゲン自動車につきましては、門屋委員のお話にありましたように、車両の配備を始めました昭和20年代とは取り巻く環境が大きく変化しておりますほか、現有自動車も老朽化している状況でございます。

このため、見直し案の通り「民間健診団体等への委託による健診体制への移行」が適当と考えているところでございます。

なお、この民間等への委託につきましては、見直し案でもご指摘いただいておりますように、計画的、段階的に実施することにしたいと考えております。

最後に、動物愛護センターでございますが、県といたしましては、動物愛護機能と動物管理機能を総合的に推進する拠点施設として、必要であると考えており、その点についてお認めいただいたところでもございます。

今後とも、人と動物が共生する社会作りを推進して参りたいと考えております。

また、センターの運営に当たりましては、見直し案でお示しいただきましたように、業務の一層の効率化と収入確保の方策等について、今後、検討して参りたいと考えております。

【丸木部会長】

ありがとうございました。

それでは、保健福祉部所管の5施設については、この検討結果を部会としての見直し案とさせていただきますが、よろしいでしょうか。

(異議無し)

《経済労働部所管施設について》

【丸木部会長】

それでは、次に移らせていただきます。

経済労働部所管の「中小企業労働相談所」の検討結果について、菊地委員から補足説明をお願いします。

【菊地委員】

中小企業労働相談所 については、近年増加している非正規労働者等の適正な労働条件を確保するためにも、公的機関による相談体制を整備することの必要性は認められ、地域に密着した身近な相談窓口として、国の機関との役割分担も可能と考えられます。

また、設置されている5箇所全てが地方局の商工労政課内にあり、人件費を含め、運営コストは最小限に抑えられています。

このため、今後より一層のPRに努め、利用の促進を図りながら、引き続き県直営で存続することが適当と考えます。

【丸木部会長】

ありがとうございました。

ただいまの補足説明及び検討結果に関して、何かご意見等はございませんでしょうか。

経済労働部の方から、何かございませんでしょうか。

【経済労働部長】(代理：管理局長)

中小企業労働相談所につきまして、地域に密着した公的労働相談窓口の必要性を認めていただきました。

現在、派遣労働者やパート勤務などの非正規労働者が増加しております。正規の労働者になれないという社会問題にも根ざしておりますが、このような労働者の問題については、今後とも極めて重要であると認識しております。

今後とも、県広報誌やホームページなどによりPRに努めますとともに、また、研修等により相談に対応する担当職員のスキルアップを図り、出張相談など気軽に相談できる場を設けるなどして、相談者の満足が得られる地域に密着した労働相談窓口として、利用の促進を図って参りたいと考えております。

【丸木部会長】

ありがとうございました。

それでは、「中小企業労働相談所」については、この検討結果を部会としての見直し案とさせていただきますが、よろしいでしょうか。

(異議無し)

《農林水産部所管施設について》

【丸木部会長】

それでは、次に移らせていただきます。

農林水産部所管の「農業大学校」の検討結果について、三木委員から補足説明をお願いします。

【三木委員】

農業大学校 については、農産物価格の低迷や少子化、高学歴化など、我が国全体が抱える構造的な問題の影響はあるものの、学生の定員割れが続いており、卒業後すぐに就農する者も少ないなど、施設の目的と実際の運営状況との間に乖離が生じていることから、現状では県が直接管理・運営を行わなければならないだけの明確な理由は見出せません。

しかしながら、農業の振興や担い手確保の重要性に加え、研修部門ではある程度県民のニーズが認められること、さらに、平成 17 年度から専修学校化や学科再編などの学校改革に取り組みはじめてばかりであり、その行方を今しばらく見極めることも

必要と考えられることから、当面は県直営で存続することもやむを得ないとの結論に至ったところです。

ただし、限られた資源を最大限有効に活用し、効率的かつ効果的な施設運営を図るためには、定員の縮小や教員数の削減、適正な受益者負担のあり方について再度検討する必要があるものと考えます。

また、将来的には、数多くの農業政策の中で、実際に農業大学校が果たしている役割やその効果を十分に検証していただき、事業内容や運営体制の見直しにとどまらず、施設そのものの必要性についても改めて検討がなされることを期待します。

【丸木部会長】

ありがとうございました。

ただいまの補足説明及び検討結果に関して、何かご意見等はございませんでしょうか。

農林水産部の方から、何かございませんでしょうか。

【農林水産部長】(代理：管理局長)

農業は愛媛県にとりましても、非常に重要な産業でございます。とりわけ南予地域におきましては、基幹産業の最たるものでございます。このような中で、三木委員からのお話にありましたように、担い手の育成・確保の問題、これが、地域の要請であるだけではなく、将来に向けての農業という産業の最重要の課題でございます。

そのような中で、農業大学校は農業の持続的発展を担う、特に実践的な手法による人材を育成していく県内唯一の機関であり、今日まで、農業・農村をリードする多くの人材を輩出してきました。そして、本県農業の発展に大きな役割をこれまで担ってきたという実績もございます。

しかしながら、ご指摘にもありましたような点につきましては、今後早急に解決しなければならぬ大きな課題でもありますので、今後の運営課題として真摯に受け止め、早急に効果的な方向を探っていきたいと思っております。そして、今後、施設利用者が増え、地域の発展に貢献できる施設として県民からも大いに期待を集められるような施設にしていきたい。そして、魅力ある実践教育の場として、新たに就農する多くの人が入ってくれるような施設にしていきたいと思っております。

【丸木部会長】

ありがとうございました。

それでは、「農業大学校」については、この検討結果を部会としての見直し案とさせていただきますが、よろしいでしょうか。

(異議無し)

《土木部所管施設について》

【丸木部会長】

それでは、次に移らせていただきます。

土木部所管の「県営住宅」の検討結果について、長井委員から補足説明をお願いします。

【長井委員】

県営住宅 については、公営住宅としての必要性や有効性は認められるものの、各市町においても市営住宅、あるいは町営住宅が設置されており、その目的や機能に大きな違いはないことから、利用者の利便性や維持管理の効率性などから見ても、住民に身近な市町において、両者を一体的に管理する方が有効であり、現体制のまま県営住宅を維持管理していく必要性は薄れてきていると考えられます。

さらに、施設の運営にあたっては、必ずしも公務員が直接業務に携わる必要はなく、特に維持管理面では、民間ノウハウの活用により、効率的で効果的な運営が期待できます。

このため、将来的には公営住宅の一元管理を確立していただきたいと思いますが、まずは、他県での導入事例も多く、維持管理面で民間参入による経費節減効果が期待できることから、指定管理者制度を導入することが適当と考えます。

【丸木部会長】

ありがとうございました。

ただいまの補足説明及び検討結果に関して、何かご意見等はございませんでしょうか。

土木部の方から、何かございませんでしょうか。

【土木部長】(代理：道路都市局長)

県営住宅につきましては、本年3月に策定をいたしました「愛媛県住宅マスタープラン」におきまして、住民サービスの向上や業務の効率化を図るため、県と市町の区分や市町間の区域にとらわれない一律的な管理体制の整備を掲げており、指定管理者制度、管理代行制度の導入や県営住宅の市町への移管に向けました検討を進めることとしております。

このため、本年度設置いたしました県と市町で構成いたします愛媛県地域住宅協議会におきまして、管理ルールの調整等の検討を行っているところであり、今回の提言も踏まえ、引き続き検討を進めて参りたいと考えております。

【丸木部会長】

ありがとうございました。

それでは、「県営住宅」については、この検討結果を部会としての見直し案とさせていただきますが、よろしいでしょうか。

(異議無し)

《公営企業管理局所管施設について》

【丸木部会長】

それでは、次に移らせていただきます。

公営企業管理局所管の「県立病院」の検討結果について、一色委員から補足説明をお願いします。

【一色委員】

県立病院に関して補足説明いたします。

まず、中央、今治、南宇和及び新居浜の4病院については、本県の基幹病院として、あるいは各圏域の中核病院として、その役割を果たしているところであり、県の直営で運営することが適当と考えます。

ただし、いずれの病院も先に策定された財政健全化計画等に基づき、病院経営の一層の効率化に努めていただくとともに、赤字となっている病院にあっては、早期に収支均衡が図られるよう努力していただきたいと思います。

また、中央病院については、現在、病院の建替計画が進行中ですが、建替えにあたっては、病院事業全体の収支への影響も十分考慮し、効率的な事業実施に努めていただきたいと思います。

次に、三島病院ですが、当病院の方向性については、検討の過程において、救急医療体制の確保など、宇摩圏域の医療を守る観点からも、県直営による運営を維持すべきという意見がある一方、同様に赤字体質で多額の累積損失を抱える南宇和病院とは、地域の医療資源の充足状況は異なっており、将来的にも厳しい経営が予想される中で、あえて県立病院として存続させる必要があるのかという点をはじめ、県直営で運営することの妥当性や民間譲渡の可能性、さらに地元自治体に一定の負担を求めることの可能性などについても議論がなされました。

ただし、年間約15万人の方々が生かされており、宇摩圏域の医療体制の中で大きな役割を果たしていることから、今後の方向性については、さらに詳細な検討が必要との考えに至った次第です。

このため、まずは健全化計画等に沿った病院経営の健全化への取り組みをより強化する必要があることは言うまでもありませんが、地域の医療資源や患者の動向、さらに、中長期的な収支見込等の詳細な分析に加え、県立病院全体の経営改善も視野に、大局的見地から、再度、今後の方向性についてあらゆる選択肢を検討していただきたいと思います。

最後に、病院事業全体に関して、現在各病院が果たしている県立病院としての機能や役割については、多くの県民から信頼と期待が寄せられているものと認められます。

しかしながら、現下の県の厳しい財政状況等を踏まえ、将来にわたって効率的かつ

持続可能な医療供給体制を確立するためには、病院経営のなお一層の改革は不可欠と判断されますことから、他県における改革例の検証も行いながら、病院事業への地方独立行政法人制度の導入など病院事業全体の経営のあり方について、県全体の政策医療の中で県立病院が果たすべき役割も視野に、幅広い観点から検討を行うべきであると考えます。

【丸木部会長】

ありがとうございました。

ただいまの補足説明及び検討結果に関して、何かご意見等はございませんでしょうか。

公営企業管理局の方から、何かございませんでしょうか。

【公営企業管理者】

ただ今、一色委員からご説明いただいたように、全体として一層の経営効率化に努めることの他、大きく2点のご指摘をいただきました。

第1点目は、三島病院の今後のあり方について、あらゆる選択肢を幅広く検討せよという点。

第2点目は、病院事業全体の経営のあり方について、地方独立行政法人制度の導入など、さらなる効率化を目指した検討を行って、一層の改革を進めよと言う点でございます。

この2つの点につきましては、お話しにもありましたように宇摩地域の医療体制の中での三島病院の役割や他県における病院事業の運営状況などについて、十分検証をする必要があると考えております。

このため、ご指摘の点につきましては、来年度の策定に向けて準備を始めております「第3次県立病院財政健全化（5ヶ年）計画」の一環として、今後、十分に検討を行って参りたいと考えております。

【丸木部会長】

ありがとうございました。

それでは、「県立病院」については、この検討結果を部会としての見直し案とさせていただきますが、よろしいでしょうか。

（異議無し）

《教育委員会所管施設について》

【丸木部会長】

それでは、最後に教育委員会所管の9施設の検討結果について、崔委員及び山下委員に補足説明をお願いします。

まず、「生涯学習センター」、「総合科学博物館」、「歴史文化博物館」の3施設について、崔委員から補足説明をお願いします。

【崔委員】

まず、生涯学習センターについては、県として生涯学習社会の形成に向け、様々な施策の立案や環境整備などに取り組む必要性は認められるものの、市町や民間などで実施されるカルチャースクールなどにも充足が見られるほか、センターの事業自体も、インターネットを活用した学習情報等の提供が大きな割合を占めるようになるなど、「生涯学習の拠点施設」として県が直接学習機会を提供する意義は薄れつつあることから、現在の組織や運営方法等について、抜本的な見直しが必要と考えます。

また、見直しにあたっては、検討結果に示しておりますとおり、より効率的で効果的な管理運営体制を構築することが適当と考えます。

なお、愛媛人物博物館については、今回の検討の中で、歴史文化博物館への集約も一つの選択肢ではないかとの意見がありましたが、移転には多額の経費が必要と考えられるなど、課題もあることから、当面は当センター内において効率的な運営や一層の利用促進に努めていただきたいと思います。

次に、総合科学博物館と歴史文化博物館については、展示内容や調査研究の対象に違いはあるものの、同じ種類の施設であり、抱えている課題や、それを受けての検討結果も共通することから、合せて説明させていただきます。

両施設とも既に大幅なコスト削減が行われているところではありますが、維持管理に多額の経費を要する大規模施設であることから、依然として毎年多額の経費負担を要しております。

このため、今回の検討では、両者を通じ、施設の廃止や譲渡の可能性のほか、期間を限定した開館や一時休館など、大胆なコスト削減策についても議論がなされる一方、地元との協力や周辺観光施設との連携強化、より一層のPRの必要性など、投資に見合うだけの利用者を確保することの重要性を指摘する意見も多く出されました。

しかしながら、本県の貴重な自然科学あるいは歴史文化に関する資料を次世代に確実に継承するという公立博物館の役割を重視した場合、現状では県立施設として維持する以外に有効な方策は見当たりません。

また、博物館に効率性はなじまないとの見方も一般的にはありますが、現在の厳しい財政状況の中で、将来にわたって公立博物館としての機能を維持していくためには、一層のコスト削減や運営の効率化は避けて通ることはできず、管理運営体制の抜本的な見直しが必要と認められます。

このため、両博物館については、資料の収集や保存、調査研究など専任の学芸員が担当し、公的機関として担うべき分野を除いて、指定管理者制度を導入のうえ、民間の持つノウハウを活用した維持管理経費の削減や施設の利用促進に取り組むことが適当と考えます。

なお、両博物館とも東予あるいは南予地域における生涯学習の拠点施設に位置付けられておりますが、先程、生涯学習センターの検討結果でも説明したとおり、「生涯学習の拠点施設」の意義は薄れつつあることから、これについても見直しが必要と考えます。

【丸木部会長】

ありがとうございました。

続きまして、「図書館」、「博物館」、「中央青年の家」、「東・南予青年の家」、「美術館」の6施設について、山下委員から補足説明をお願いします。

【山下委員】

まず、図書館については、近年、市町立図書館の充実により、一般図書の貸出しは住民に身近な市町の図書館が大きな役割を果たしていることから、県立図書館には市町立図書館との連絡調整や図書資料の援助、市町には備わっていない専門書や郷土資料等の重点的な収集など、より専門性の高い、県下の中核図書館としての役割が重要視されるものと考えられます。

しかしながら、現在の厳しい財政状況の中で、あらゆるニーズに対応することは難しいものと考えられることから、まずは市町立図書館との役割分担を明確にしたうえで、一般図書の貸出しなど直接的な図書サービスは必要最小限にとどめ、より専門性の高い分野へ特化し、課題解決型図書館としての機能強化を図るなど、本県の中核図書館として県内図書館の後方支援に注力することが適当と考えます。

なお、今後とも、指定管理者制度など他の図書館での民間ノウハウの活用事例の検証も行いながら、より効率的な施設運営や利用者の利便性の向上などについて検討願います。

次に、博物館については、県都松山市にあり、現在も多くの県民に親しまれている施設ではありますが、二つの施設への重複投資は効果的とは言えないことから、施設の規模や人員体制が上回る総合科学博物館へ機能を集約することが適当と考えます。

なお、先程の図書館の検討結果の中でも触れておりますが、かねてより図書館の蔵書スペースや閲覧スペースの不足が問題となっている模様です。このため、博物館を総合科学博物館へ集約した後の空きスペースについては、図書館の蔵書あるいは閲覧スペースとして活用することが有効ではないかと考えられますので、その点についても検討願います。

次に、青年の家については、「青少年やその指導者等を対象とした集団宿泊研修施設」として設置された施設であるものの、現在の利用実態は、青年団体以外の利用や日帰りでの利用も相当数見受けられるなど、本来の施設の設置目的と実際の利用状況との間にギャップが生じているものと認められます。

このため、まず中央青年の家については、現在の利用実態を踏まえ、施設の目的や運営体制の見直しを行い、青少年のみならず、幅広く県民が研修等に利用できる施設へと機能転換を図るとともに、検討結果に示しておりますとおり、効率的で効果的な管理運営体制を構築することが適当と考えます。

次に、東予及び南予の両青年の家 については、本来の設置目的に沿った利用が減少傾向にあることに加え、両施設とも施設の老朽化が著しく、今後施設を維持していくためには改修や修繕などに多額の費用負担が必要になると考えられることから、両施設とも廃止することが適当と考えます。

最後に、美術館 については、広く県民に多様な芸術鑑賞の機会を提供するという公立美術館としての役割を担っており、県立施設として維持することの有効性は認められます。

また、利用者に対するサービスの向上や近隣施設との連携による管理運営の効率化のほか、民間のノウハウや資金を活用した実行委員会形式による企画展の開催に努めるなど、今回の検討対象施設の中でも積極的かつ効果的な取り組みが行われているものと認められることから、これを評価した検討結果としております。

しかしながら、今後も引き続き、多くの県民に親しまれる施設であり続けるためには、一層の利用促進や利用者の利便性の向上のほか、より効率的な施設運営が求められることから、他県の美術館での事例も参考に、指定管理者制度の導入についても検討することが適当と考えます。

なお、分館の萬翠荘については、大正時代に建築された特色ある貴重な建物であり、隣接地には「坂の上の雲ミュージアム」が開設されるなど、観光客の増加も見込まれることから、美術館分館という看板を外し、建物自体の価値に着目した新たな有効活用策を検討することが適当と考えます。

【丸木部会長】

ありがとうございました。

ただいまの補足説明及び検討結果に関して、何かご意見等はございませんでしょうか。

教育委員会の方から、何かございませんでしょうか。

【教育長】(代理：教育次長)

部会から示されました各所管施設の見直し案の方向性を十分にふまえて、今後の管理の在り方を具体的に検討して参らなければならないと考えております。

また、施設を廃止することが適当と示されました東予・南予青年の家につきましては、地元市等への譲渡を、まず、最優先するという方向で検討をしていきたいと思っております。

中央青年の家につきましては、隣接しております生涯学習センターとの一体的管理や施設利用の運営体制につきましては、示された考え方に沿って十分検討して参りたいと考えております。

【丸木部会長】

ありがとうございました。

それでは、教育委員会所管施設については、この検討結果を部会としての見直し案

とさせていただきますが、よろしいでしょうか。

(異議無し)

その他(今後の進め方について)

【丸木部会長】

ただいま、すべての施設に関する当部会としての見直し案がまとまったところですが、今後の進め方などにつきまして、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

それでは、今後の進め方についてご説明いたします。

ただ今決定された見直し案については、来週から1か月間、パブリック・コメントにより、広く県民の方々のご意見を伺うこととしております。

その後、パブリック・コメントで出された意見を併せ、この公の施設のあり方検討部会の上部機関であります「愛媛県行政改革・地方分権推進本部会議」等へ報告のうえ、最終的に県としての方向性を決定する予定としております。

【丸木部会長】

ただいまの説明にもありましたように、今後、見直し案について、パブリック・コメントを行い、広く県民の方々からのご意見を伺うこととしておりますが、パブリック・コメントで出された意見の見直し案への反映のさせ方等については、行政改革・地方分権推進本部において、推進本部長であります副知事はじめ、本日、部会員としてご出席いただいた各部長の皆様で、適切な対応がなされることを強く望んでおりますので、どうかよろしく願いいたします。

以上で本日の議題はすべて終了いたしました。他にご意見・ご質問等はございませんでしょうか。

特にないようでしたら、議事を閉じさせていただきます。